

「理」の探索と国会

——中江兆民の憲政論における政道と政体

何 鵬 拳

はじめに

1874年、一人の青年が留学先のフランスから日本に帰国した。中江篤介（後に「兆民」と号する）である。留学の成果を活かし、さっそく筆を取り、ルソーのDu Contrat Socialを『民約論』として訳した。同年に板垣退助らは「民選議院設立建白書」を発表し、大きな論争を引き起こした。「尚早派」の一人である加藤弘之は、「蓋シ国家治安ノ基礎ヲ固ウスル、公議ヲ張ルヨリ善キハナシ。然ルニ其ノ間ニ一難事ナキ能ハズ。何ヲ難事ト云フ。即チ公議必シモ至論明説ナラザルヲ云フナリ」（加藤 [1874: 368]）と述べ、「国会即時開設派」に疑問を投げかけた。国会による合議は公明正大であるとは限らず、至論・公論にならないかもしれない。ここで問題とされたのは合議の担い手のことではなく、合議が公明正大であるかどうかという議論の質である。この「合議・公論」問題は代議制が誕生してから、さまざまな形で議論されてきた。中江兆民もその議論に挑んだ一人である。来るべき代議制の実現——国会開設に向けて、彼は新しい政治の運営方法を模索し、解答を提示した。

一方、自由民権運動と深くかかわり、ルソーなど近代西洋の思想家の思想を日本において積極的に紹介した中江兆民において、儒学をはじめとする伝統的思想の言説、概念とそれらの役割は無視できない。王紹光が指摘したように、儒学などの伝統中国の政治思想において、近代西洋の政体論とは異なる政治を観察する枠組み

が存在している。彼は「政体」と「政道」という二つのキーワードでそれぞれの特徴を見出した。つまり、西洋では、古代から君主制や貴族制、民主制の分類や比較を行い、よりよい政体を追求するところにより重点が置かれたのに対して、中国では古くから、仁政・暴政、王道・霸道、有道・無道、無為之治・尚賢など、さまざまな流派があるとはいえ、基本的によりよい政道を求めてきたのだという。梁啓超が「政体分類の説、中国人脳識中いまだに尚ないものである」といったのもそのためである。王によれば、政体は即ち政治体制であり、政道は治道と治術に分かれている。治道は治国の理念、目標を指し、治術は治国の制度方式、方針・方法・政策を指すのである（王 [2011: 75-124]）¹⁾。まさに、こうした枠組みの違いにより、西洋近代の政体論が中国や日本に入ると、伝統的政治思想を持つ知識人の間では政道と政体の緊張関係が生じたのである。兆民は日本で人民主権の思想を提唱する思想家であると同時に、儒学の教養を持つ知識人でもある。彼の憲政に関する論述の中で、政道と政体の関係はいかなるものなのか、両者の間に緊張が存在するのか。存在するのであれば、兆民はそれをどのように調和したのであろう。結論を先にいえば、兆民が「合議・公論」問題をめぐり、国会開設に向けて提示した新しい政治の運営方法は正に彼における新しい政道の一部であり、この新しい政道は、伝統的な儒学の政治理念及び近代西洋の政治思想から栄養を吸収しながら、両方とも異

なった新鮮味を帯びたものである。

ところが、従来儒学と兆民の思想の関係を論じた研究の多くは、彼の哲学（兆民は「理学」と呼ぶ）に重点を置いてきた⁽²⁾。最近、渡辺浩は兆民における政治と「理義」の関係を概説的に論じ（渡辺 [2010 : 452-473]）、松田宏一郎は兆民における「約」と「法」について儒学的な再解釈を試み（松田 [2012 : 152-182]）、兆民の政治論と儒学との関係が注目されるようになった。しかし、兆民が政治制度論においてに伝統的な言説や概念を用い、新しい政道を考案し、「合議・公論」問題に答えたのかについての研究は未だに詳細に行われていない。本稿では、憲法発布・議会開設時期に書かれた兆民の憲政三部作——『平民の目さまし』（1887年）、『国会論』（1888年）、『選挙人目さまし』（1889年）——を中心に、「政道」対「政体」という分析枠組みを利用し、代議制をめぐる「規範性」、「実用性」、及び「適用性」という三つの視点から兆民の憲政論を再考することによって、「合議・公論」問題に彼が出した新政道としての答えを考察していきたい。

なお、政道という概念については、本稿において王紹光が提示した定義を参照しながら、それを政治システムの理念・価値とその理念・価値を実現し、支える政策・運用及び政治システムのサブ構造と定義する。それとは対照的に、「政体」はまさに近代西洋起源の代議制を指す。当時、日本にとっての「政体」問題は正に国会開設である。

1. 「東洋のルソー」と南海先生

中江兆民が「東洋のルソー」と称されるのは彼がルソーの『社会契約論』を漢文で訳し、『民約訳解』（1882年）として世に出したことと大きく関係している。もちろん、この表現は短時間で形成されたわけではない。松永昌三によれば、それは「一八七四年頃の『民約論』訳稿

以来の伝播や仏学塾におけるルソー理論の講義等から、兆民を『今蘆騒』に擬する見方の下地が出来ており、それが『民約訳解』の刊行とともにいよいよ定着していったとみる」ほうがより適当である（松永 [1967 : 136]）。ところが、「東洋の」という修辭の意味は、単に兆民が一人の「東洋人」としてルソーの著作を漢文訳し、しかもその漢訳が中国でも読まれたこと⁽³⁾にとどまらないであろう。やはり、その修辭には、「東洋」らしい言説や概念で、「東洋」らしく問題提起をし、「東洋」らしく課題を解決するという含意が存在するのではないか。現に、『民約訳解』の冒頭で彼は以下のように書いてある（中江 [1882a : 73]）。

政果不可得正邪、義与利果不可得合邪、顧人不能尽君子、亦不能尽小人、則置官設制、亦必有道矣、余固冀有得呼斯道、夫然後政之与民相適、而義之与利相合其可庶幾也⁽⁴⁾。

「政」と「正」、「義」と「利」、「君子」と「小人」、「官」と「民」、そして、何よりも「道」の追求はいかに「東洋」らしい問題提起であろう。宮村治雄はこの箇所とルソーの原文を比較しながら、そのルソーの儒学的受容を次のように指摘した（宮村 [2012 : 98]）。

「政は正なり」とは論語の言葉であり、「義利の弁」とは、孟子の言葉である。だが、兆民は、そうした儒学の基本命題であり、それだけに「疑い」を差し挟む余地がないとされてきた命題を、ルソーを介して今一度根本的な「問い」へと投げ返した。儒学の「問い」の普遍性に対する確信は、兆民に於いてルソーの発した「問い」を正面から受け止め、ルソー自身による応答の試みに内在することを要請した。そして、「衆民」の「議事」を通して到達する「衆志 (la volonté générale)」の

下に「自治」を果たすという「民約」に「邦国の本」を求めるといふルソーの驚くべき解決策を新たな「理義」の姿を示すものとして受け入れた⁽⁵⁾。

兆民がルソーをここまで儒学的に受容して翻訳したことには理由がある。なぜなら、「民権是れ至理也、自由平等是れ大義也」（中江 [1899] : 177）を生涯にわたって信じ続けた兆民は早い時期から西洋の「政」に疑念を抱くようになったからである。1878年『奎運鳴盛録』に載り、のち1882年に『欧米政理叢談』に掲載された『原政』はこの点を端的に示した。

政之所為帰趣、果安在哉、在乎使民無用於政矣、〔中略〕曰使民移于善如之何、曰教之以道義、教之以道義者、三代之法也、誘之工芸者、西土之術也⁽⁶⁾。（中江 [1878] : 15）

『原政』の最後に、彼は「西土の政術を譏り、「教化を昌んにして芸術を抑えんと欲するルソーを「政治に見るある者」（中江 [1878] : 17）だと称えた。自由・平等を信じ、民権を日本で実現しようとした兆民は「政」が単なる「術」だけではなく、その中には何らかの形で「道義」も存在しているのだということをルソーを味方にしながら、まず自分自身を説得する必要がある。それが兆民がルソーを儒学的に受容した理由の一つといえよう。しかし、『民約訳解』は政治の原理を説いたものであり、具体的な政治制度を論じたものではない。そして、周知のようにルソーも代議制度を否定している。だが、兆民はその結論を出さなければならなかった。しかも、日本特有の「国体」という問題を考慮に入れなければならなかった。彼がまず提示したのはいわゆる「君民共治」説である。

政体ノ名称数種アリ。曰ク立憲、曰ク専制、曰ク立君、曰ク共和ナリ。其事實ニ就テ之ヲ校スルトキハ、立憲ニシテ専制ナルアリ、共和ニシテ立君ナルアリ。共和未ダ必ズシモ民政ナラズシテ立君モ亦タ未ダ必ズシモ民政ナラズンババアラズ。（中江 [1881a] : 10）⁽⁷⁾

共和は必ずしも民政ではなく、立君も必ずしも民政にならないとは限らない。加藤弘之の『立憲政体略』で紹介された政体の分類⁽⁸⁾を考えれば、それは一つの転換であろう。当時では、政治体制を社会進化論的に見るのは一般である。「専擅の制」、「立憲の制」、「民主制」という順での政治体制の進化が普通に説かれていた。『三酔人経綸問答』の中の紳士君は正にその代表者である。理想の政治体制である「民主制」の国は当然、君主のいない共和国のはずである。だが、兆民は君主と共和の関係を問うた。そして、その両者の融合を試み、立憲君主制に「共和」という規範的価値を付与した。

「共和」という語の意味はなんであろうか。

共和政治ノ字面タルヤ羅匈語ノ「レスピユブリカー」ヲ訳セルナリ。「レス」ハ物ナリ、「ピユブリカ」ハ公衆ナリ。故ニ「レスピユブリカー」ハ即チ公衆ノ物ナリ、公有物ノ義ナリ。此公有ノ義ヲ推シテ之ヲ政体ノ上ニ及ボシ共和共治〔ママ〕ノ名ト為セルナリ。其本義ハ此ノ如シ。故ニ苟モ政權ヲ以テ全国人民ノ公有物ト為シー二有司ニ私セザルトキハ皆「レスピユブリカー」ナリ。皆ナ共和政治ナリ。君主ノ有無ハ其間ハザル所ナリ。（中江 [1881a] : 10-11）

「共和政治」は「私」に対する「公」による政治なのである。君主の有無とは関係がない。現にイギリスの「宰相」は国王の「指命」を受けても、実際に議院が決定権を持つ。そうであ

れば、あの公選によるアメリカの大統領と変わりが無いのではないか。では、君主の立場はどうであろうか。

其君主ノ如キハ特ニ人民ヲシテ立法行政二権ノ間ニ居テ之レガ和解調停ヲ為サシムルニ過ギザルノミ。(中江 [1881a : 11-12])

こうして、イギリスのような立憲君主制は「公」による政治であり、共和政治である以上、「自由・平等・民権」の至理に合する政体といえる。だから、兆民は「嗚呼人民タル者能ク政權ヲ共有スルコト一ニ英国ノ如クナルコトヲ得バ、此レモ亦以テ憾無キニ非ズ乎」(中江 [1881a : 12])と感嘆した。そして、正に同じ理由で『三酔人経綸問答』において、南海先生は紳士君の理想論に対して、自信を持って「邦家将来の経綸」を述べたのである。

南海先生乃ち曰く、亦唯立憲の制を設け、上は皇上の尊榮を張り、下は万民の福祉を増し、上下両議院を置き、上院議員は貴族を以て之に充て、世々相承けしめ、下院議員は選挙法を用ひて之を取る、是のみ。(中江 [1887a : 205])

「東洋のルソー」は『民約訳解』に政治原理の「理義」を見出し、南海先生は「君民共治」説を用いて立憲君主制に「共和」を発見した。だが、それは政治原理と体制の話であり、いずれも具体的な制度設計や慣行ではない。政体は定まったが、それに適合する政道はまだ表れていない。「合議・公論」問題は依然として解決されていない。その問いに答えるためには具体的な政治制度の内部に入って解答を探さなければならない。そして、それは「兆民」の登場を待つ必要がある。南海先生が世に現れた年の8月に、初めて「兆民」という号を名乗って『平

民の目さまし』が刊行された。

II. 「理」と憲政

「理」、「理義」、「道理」、「真理」を信じ続け、主張し続けた兆民において、その朱子学的思考が法とは正義の具体化であるという西洋の伝統的思考と一体化している(渡辺 [2010 : 462])といえるのであれば、「理」、国会をはじめとする代議制の諸制度・慣行、及び「合議・公論」問題は彼においてどのような関係にあり、その間に存在する緊張関係はどのように解決されたのであろうか。ちなみに、「合議・公論」問題の答えを兆民の憲政論に見出す作業は、加藤弘之という個人や議会開設が尚早かどうかという論争を兆民が強く意識して自分の議論を展開したことを意味しない⁽⁹⁾。というのは、前述したように兆民は西洋の代議制においても「道」が存在するという点について何らかの形で自分自身を説得する必要があったからである。

II.1. 国会と憲法

まず、国会とは何か。「夫レ国会トハ国民ノ会」であり、しかも「邦国ナル者ハ果シテ誰ノ有乎、民ノ有ニ非ズ乎」(中江 [1881b : 26])という回答は「人民主権」を主張するルソーを彷彿させる。ルソーのよき理解者にふさわしいものであろう。だが、現実には国会が直接に国民によって組織されることは不可能に近い。その国会と国民とは一体どういう関係にあるのか。

国民の了簡の預り場所なる国会が有て、其中において彼の国民の了簡の預り人なる代議士が種々の政務に口出を為て、国民の財布の番人と成りて有益の租税の外は一切出さぬように為なければ成ぬ、扱亦其国民の了簡の預り場所が正真正銘の物と成ふと云ふには、国民が皆目明で其了簡の預り人なる代議士を選び損なはぬ様にならなければならぬ。(中江 [1887b : 3-4])

国会は何よりも国民の意思の預かり場所であればならず、そのために代議士の存在が必要になる。さて、国民の意思の代表者たる国会が一度成立したら、何が変わるのか。政府が「専擅政府」から「自由政府」に変わるのである。国会が成立して、国民に代わって政府の所為を一々見張り、国民に代わって租税や法律を議論する。いずれも国民自身が見張り、法律を作り租税を立てるのと同じである。国民からみればすこしも腹立たしいことがないはずである。

夫故に国会の有る政府の事を自由政府と云ふは取も直さず人民に自由の権を持たす政府と云ふ事なり。(中江 [1887b : 9])

兆民からみれば、国会の成立は人民に自由権を与え、政府の性質が変化することを意味する。「規範性」の視点でいうなら、兆民は国会に自由の実現という規範的価値を付与した。それは国会が公議を張る道具で、「良術」⁽¹⁰⁾であるといった考えとは対照的である。だからこそ、「国会は人民権理の拡張所なり」(中江 [1888b : 72])といえるのである。

では、自由政府において、政府と国会とはどのような関係にあるのか。

国会の方が主人で内閣諸省の方が家来の様な物ゆへ、一切政事上大切な事柄は国会で評議した上で無ければ一も取行ふことは出来ざるなり。(中江 [1887b : 13])

[急進家に言わせて] 要するに国会は全国民の意欲より成り立ちたる政事的の一大脳髓と謂ふべきものにして、他の行政官即ち内閣諸省並びに地方庁衙の如きは政事的の手足なれば一々命を脳髓に聴きて始めて運動する事を得可きのみ。(中江 [1888b : 46])

立法と行政の抑制均衡ではなく、断固たる立法府の優越の主張である。その理由は、国会が単に政府を自由政府にただけではなく、政府を真の政府にもしたからである。

夫れ国会が未だ設けざる前の政府は真の政府に非ざるなり、仮の事務所なり、国会未だ立たざる前の人民は真の人民に非ざるなり、仮の聚合物なり、政府の名義を正して真の政府と為して受托者と為し、人民の名義を正して真の人民と為して委托者と為し、政府をして人民をして並に自ら恥るところ無きを得せしむる者は、其れ唯だ国会乎。(中江 [1888b : 75])

「名正しからざれば、則ち言順わず、言順わざれば、則ち事成らず」(『論語・子路第十三』)という「正名」の重要さは正に国会と政府との関係において体现する。「政府は元来人民の為に設くる所なり、人民無き時は政府有るの理無し、人民は本なり政府は末なり」(中江 [1888b : 69])という「民本」主義の発想が国会という媒介を通して、また国会と政府の関係を正すことによって実現することを兆民は期待しているのである。

さて、立憲政治を行うには、国会のほかに、憲法も必要である。その憲法は兆民からみれば、どのようなものであろうか。

国の立起しの根本と成る者が取も直さず憲法にて、家居に譬へて言へば間取りや柱立の様な者ジャ。(中江 [1887b : 26])

夫レ憲法トハ民ノ相ヒ倚リ相ヒ聚リテ一邦ヲ成シ、共ニ条約ヲ立テ、以テ福祉ノ基ヲ固ムルト曰フト云フ。(中江 [1881b : 33])

憲法というのは国の大根本であり、民の間での契約書である。だから、官僚が憲法を作るということはあり得ない。

且ツ民ノ民タル所以ノ者ハ、正ニ自ラ其憲法ヲ造ルコトヲ得ルニ在リ。夫レ憲法ヲ造ルコトハ独民ノ自主自由ノ大権、以テ是ニ与カルニ足ル。二三臣肆何ヲ以テ之ヲ恣ニスルコトヲ得ン哉。(中江 [1881b : 26])

しかし、現実では憲法が欽定憲法という形で発布された。だから、兆民は第一回総選挙を前に、「衆議院議員の一大義務とは何ぞや。憲法について意見を陳述することこれなり」(中江 [1889b : 75])と議会による憲法の「点閲」を強く主張した。それは彼の政治的主張の根幹をなしていた。

国会が憲法を「点閲」する職権を持ち、法律を作ることができ、租税について議論しそれを定められるとしても、その国会における議論は優れたものであろうか。つまり、国会における合議は公論になれるのか。あの「合議・公論」問題は国会の前に、そして兆民の前に横たわっている。「理」を信じている兆民は国会の議論に「理」を見出すことによってその問題を乗り越えようとしていた。

何事に就いても道理は唯一個なれども夫れが中々急に見出し難きが故に、甲乙丙丁と種々の党派が競ふて張り合ひ言い合ふて互に穿鑿するときは、其中央から彼の道理が追々と頭を昂げて人々の目に留まる様に成る事も有る可し。(中江 [1887b : 31])

こうした国会の合議と「理」を結び付ける議論は、主権の存在を「理」に求め、「理」の発見を代議政体の任務とするギゾー (1787-1874) の主張を想起させる。事実、既に指摘

されているように、兆民が主宰し刊行を続けた翻訳雑誌『政理叢談』にはギゾーの『代議政体起源史』など、ルソー批判系統の著作も掲載されている(宮村 [2005 : 80])⁽¹¹⁾。だが、兆民はギゾーと少なくとも、二点において異なる議論を展開していた。第一に、兆民はあくまで「人民主権」の理念を堅持し、主権を形而上学的な「理」に求めることはなかった。兆民にとって、政治における「理」は発見されるべきものである一方、後にも検討したようにそれを「理」であると証明するにはやはり主権者としての「人民」の同意が必要である。兆民はやはり、「東洋のルソー」であり、「東洋のギゾー」ではない。第二に、ギゾーにおいては、代議政体が「社会に分散した「理」を、一方で「理」の認識能力のある代表が討論することによって発見し、他方、すべての国民が討論の公開と言論の自由という手段によって、その発見に関与していく政体」と定義される以上、その政体に「異なる利害の対立を前提として集団としての「政党」という観念は存在しえない」(山田 [1999 : 81])ことになる。しかし、兆民はそうではなく、「理」の発見作業に政党の存在を積極的に認める。国会の構成員、つまり、代議士たちにその「理」を認識し、議論し、見出す能力を有しているのか。明治日本の国民と彼らの代表たちの民度はそれほど高いのか。国会にいればらばら数百人は「理」を発見することができるのかといった疑問があったからである。正に、そうした疑問に答えるためにこそ、兆民は政党という政治組織に目を向けた。

II.2. 政党と「理」

政党とは何か。それは「朋党」、「徒党」と区別があるのか。

政党とは政事向に就て了簡の同じ人物が若干人相合して一の党を為し他の党と張り合ふことなり。(中江 [1887b : 28])

江 [1882b : 98]

政治ノ党派数種有リト雖ドモ之ヲ大別スルトキハニニ出デズ。一ハ自然ノ党派ナリ、一ハ私意ノ党派ナリ。(中江 [1882b : 96])

蓋其互ニ相競フテ自ラ其真理トスル所ヲ主張スルニ当リ、我レト意見ヲ同クスル者相聚リテ一党ヲ成ス、是レ即チ學術ノ党派ナリ。政治ノ党派モ亦猶ホ此ノ如キナリ。〔中略〕夫ノ政治家ノ輩名々其智ヲ竭シ其慮ヲ罄シ以テ真理ヲ搜索シ、苟モ自ラ信ジテ真理ヲ得タリト以テフトキハ、之ヲ言論ニ騰ゲ以テ他人ノ同意ヲ求索ス。是ニ於テ乎政治ノ党派起ル。(中江 [1882b : 96-97])

政党とは政治に関する主義主張を同じくする人の集まりである。自然に生まれた党派もあれば、私意によって作られたものもある。しかし、そもそも、政党は「理」を考究し、求める學術の派と同様であるべきである。政党も「理」を追求する組織でなければならない。彼によれば、「理」をめぐって、自然の党派と私意の党派とがある。

〔…〕自然ノ党派ハ其目的トスル所ハ党派ヲ重ンズルニ在ラズシテ真理ヲ重ンズルニ在リ、已ニ真理ヲ重ンズルトキハ苟モ一朝已レノ党中非ナル所有リテ、他人党中是ナル所有ルヲ覺ルトキハ、幡然志ヲ改メテ之ニ従フテ少モ心ニ介スル所無シ。(中江 [1882b : 97])

私意ノ党派ハ是ニ異ナリ、其目的トスル所ハ真理ヲ求ムルニ在ラズシテ己レノ私欲ヲ逞クスルニ在リ。〔中略〕真理ノ世ニ発見スルト否ラザルトハ初ヨリ問フ所ニ非ズ。故ニ之ヲ私意ノ党派ト謂フ。何トナレバ其本源自然ノ理ニ出ルニ非ズシテ畢竟情ニ戻リ性ニ背キ矯構構造シテ以テ僅ニ相合スレバナリ。(中

自然の党派こそ真理を重んじ、「本源自然の理」により生まれたものであり、時に「真理」を追求するために自らの主張を改めてよい。私意の党派は正に「朋党」であり、「徒党」である。政党はもちろん自然の党派でなければならない。ここにおいて、兆民は政党と「理」を関連付けた。それは、ただ兆民が儒学的思考を用いて政党を理解したという話ではない。より重要なのは、政党と「理」を関連付けたことにより、政党によって構成される国会における議論の性質が変わることである。前述したように、兆民において、国会は単なる国民の代表者が意思表示する場ではなく、むしろ「理」を議論し、発見する場所である。そのため、彼の論理に従えば、ばらばらの数百人に比べ、国会が「真理ヲ重ンズル」学派のような政党によって組織されるときは、少なくとも「理」に接近する可能性は高くなったのであろう。こうして政党と「理」の関連付けは国会における合議を公論に導く可能性を高めたのである⁽¹²⁾。「脳髓」として国会がすでに政党によって構成されたのであれば、「手足」としての内閣がそれとは無関係に「超然的」に動く「理」はない。

近時一種の議論者有りて曰く、我廟堂諸公は公平無私にして所謂偏ぜず党ぜず王道蕩々たり抔と称して、政事に係り一定の旨義を持せられざる様に言ひ做す者有り。是れ所謂王道蕩々の古語を誤解する者なり。〔中略〕若し然らずして何事も風のまにまに放棄し、或は甲説に同意し或は乙説に賛成し、池上の浮藻が偶然に合ひ偶然に離る、如く一般なるに於いては、取も直さず自己心中一も思召無きを示めず者なり。(中江 [1888a : 169])

超然主義は「公平無私」でも「王道蕩々」で

もなく、「無主義」以外の何ものでもない。「無主義」の者は学派のように「理」を求め、追求する可能性がない。超然内閣は「理」に反するものだけでなく、「理」の発見者でもありえない。兆民は断固として政党内閣を主張したのである。それは、「理」を発見し政治の議論を公論にたらしめるためでもあった。

しかし、政党と「理」との関係は完全に自然調和的なものではない。党派は「理」を講究し、追求するためにあり、多元的に存在する「私利私欲」を調整するためにはない。政治に真理が存在する。もし、「何事に就いても道理は唯一個」ということになれば、真理は不断の追求によって尽くされる可能性がある。その際に、党派は要らなくなるのではないか。確かに、兆民もそう考えていた。

政治的細大の旨義既に明にして、之に加ふるに意気の投合を以てし道德の信用を以てするに於ては、他日我日本国に於て彪然たる一大日本党なる者を擁立するに至るも未だ知る可らず。(中江 [1888a : 182])

ここでは、政道と政体との緊張関係が端的に示されている。「理」という政道の理念部分を前提にすれば、政治的多元性が犠牲になるかもしれない。政治的多元性を前提にすれば、合議とは一体何かという疑問を抱かざるを得ない。つまり、ここにおいて、政体が一定の前提の下、兆民はその政体にふさわしい新政道を模索する結果、その政体の根本である複数政党による政権交代という原則を脅かす答えに辿り着いたのである。

明治日本では、「合議・公論」問題は確かに儒学的思考を持つ人あるいは儒者たちを悩ませた一つの課題であった。しかも、誰も完全な答えを出したとはいえない。例えば、『明六雑誌』に積極的に投稿し、議会制を支持した儒

者・阪谷素である。彼は租税の議論を通して、議会における合議を公論にする構想を持っていた。兆民も国会の職権という立場から、租税共議権を重視している。ただ、兆民には政党の意識が強く、阪谷には政党に関する議論はほとんどない。もちろん、政党と「理」の緊張関係に答えを提供したこともなかった(河野 [2011 : 325-329])。

ところで、学派のような政党によって国会における議論が公論になる可能性は高くなったとしても、もし議論が道学先生間の論戦に陥ったら、それも公論とはいえないであろう。公論は公明正大な議論である一方、やはり公共的な議論である必要がある。とりわけ、国会は「国民の会」である以上、その中における議論は国民とは全く無関係に行われてはならない。いかに、国会の合議と国民の意思とを結びつけるか。それについて、兆民はまた思考し、提案している。

II.3. 普通選挙と有限委任

『国会論』において、兆民は「急進家」と「漸進家」との対比を通して、普通選挙制の論を展開した。兆民はどちらの立場に近いのか。

急進とは正理の在る処は直ちに進みて狐疑畏惑すること無きの謂ひにして、決して世の姑息家の言ひ做す如く秩序を紊乱すとか綱紀を破壊すとかには非ず、少しも人をして畏怖せしむ可きもの有ること無し、さらにこれを言へば急進とは社会をして速やかに真正の途轍に循はしむることを求むるの意なり、漸進とは専ら旧来の慣例を鄭重にし正理の存する処を見得するも務めて徐々に施行することを求め、世の所謂都合とか情実とか一切旧染の污垢を帯びたる者にてても急に打破せずして唯風のまにまに針路を取るの謂なれば、漸進家自身が誇称する程に尊ぶ可きものには非ざるなり。(中江1888b : 40)

明らかに、漸進家というより、急進家の方に兆民は身を置いたであろう。吉田傑俊が指摘したように、『国会論』を貫徹する論理がその「社会をして速やかに真正」にする方法であり、兆民はここでは一切妥協せず、(男子)普通選挙への一切の制限が行われるべきでないとした(吉田 [2008: 182])。

普通選挙制についての紹介は自由民権運動の中で行われた。例えば、福本巴の『普通民権論』と小野梓の『国憲汎論』が挙げられる。しかし、そのいずれも普通選挙制の日本への適用を否定した。植木枝盛などの少数例を除いて、自由民権運動論者の多くは制限選挙に傾いていたといわれている(松本 [1983: 300])。では、兆民は南海先生の「時・地」の視点を捨てたのか。つまり、明治日本に普通選挙制が適合するかどうかという制度の運用についての「適用性」の論理は『国会論』にないのか。兆民はやはり「理」から反論する。

我輩は唯正理公道に是れ従ふ者なり、我輩は泰西諸国の制度を講究するに於て唯其正理に合するの如何と公道に適するの如何を見るのみ。(中江 [1888b: 62])

しかし、現に泰西諸国の多くは制限選挙制を採っているのではないか。日本はこれらの国に倣って、自国に適する制度を採るべきではないか。だが、どうして泰西諸国に倣うことが日本に適用する制度を作ることになるのか。

泰西諸国各々其国会の構造に於て制度を相異にする所以のものは他に非ず、彼皆自国特異の歴史有り習慣有り衣食住並びに職業より起因せる気風有り、是を以て其制度中公道に合するもの有り又公道に合せざるも已むを得ずして姑ら循由するもの有り、一から十まで完良なりと謂ふに非ず、然るを某国の制度典章

は殊に我邦に適当し我民に格好なりと云ふて、鸚鵡の語を学ぶが如く彌猴の態を擬するが如く所謂渾淪に箇の囊を呑み一にも某国の真似二にも某国の式の舞と唯模倣是れ務めて、害を異日に貽す〔…〕。(中江 [1888b: 63])

泰西諸国に倣って、制限選挙制を採ることは適用の論理ではなく、ただの模倣である。泰西諸国には泰西諸国なりの事情があり、理由がある。そうした理由を無視して、ひたすら西洋に倣うことこそ、日本のことを考えずに適用性の論理を欠いた主張である。兆民はここで議論を見事に逆転させた。彼は普通選挙制を積極的に提唱した背景には、「正理公道」の理由以外に、やはり国会における議論の質と関係している。

夫れ代議士たる者は一国衆民の意欲を代標し、凡そ社会の大計に於て一々輿論の印証を捺押して以て公共の福祉を増益することを任ずる者なれば、其負担の重きこと区々刀筆吏の比に非ず、代議士の任重しとせば代議士を選挙するの任も亦重し、されば其人を精選して成丈け国会中に豚犬を混入せざる様計画す可きこと勿論なり、而して物の役に立つ可き人物を得んと欲せば、これを少人数中に搜索するはこれを多人数中に搜索するに如かず、これ明白の理なり。(中江 [1888b: 59])

国会における議論の質を高めるために、やはりより多くの人に代議士の人選を求めたほうがよい。そうすると、国会における合議は公論に一步近づくことになる。そもそも、政治に「理」が存在し、発見されるべきなのであれば、国会は必ずしも必要ではない。聖人による「理」の発見、二三の立派な有司による「理」の探索の可能性は十分ありうる。兆民は国会を「理」の発見場所に位置づけたのは、正にその「理」の性質を物語ったのである。「理」は公明

正大なものである一方、天下万民の同意をも得たものでなければならない。その「理」の発見過程において、一人でも多くの人々が参加することを兆民は期待している。より多くの人々の賛同はその「理」の「理」たることを証明する証しである。兆民において、その「理」は聖人による「理」ではなく、天下万民による「理」である。これは、前述したように「公論」は公明正大であると同時に、公共という性質も必要不可欠であるということとつながっており、兆民が普通選挙制を支持した「理」でもある。

ところが、現実には兆民の主張通りにはならなかった。制限選挙制が施行された。これを受けて、兆民は選挙人の覚醒を呼びかけ、有限委任論を展開した。『選挙人目さまし』は兆民の著作の中で比較的言及されることの少ない重要な作品の一つである（宮村 [2005: 80]）。その有限委任論と西洋の代議制の原理との関係について既に指摘されたところであり⁽¹³⁾、ここではその有限委任論の兆民の憲政論全体における役割を見てみたい。

まず、有限委任と無限委任とはどう異なるのか。

有限委任とは選挙人が代議士を選ぶに就て「斯々の事項に関しては云々す可し」と予め時事の綱要を定めて、之を代議士に命ずるなり、〔中略〕無限委任とは選挙人たる者唯代議士の論綱を聴きたる丈けにて選挙して、一切の事項は代議士をして国会中に於て臨機応変もて論述せしむるなり、有限委任の法に由れば選挙人は号令者にて代議士は受令者なり、〔中略〕無限委任の法に由れば選挙人は信用者にて代議士は受信者なり。（中江 [1889a: 88]）

有限委任は、国民の代表として選出された以上、一々選挙区の拘束を受けるべきでないとき

れる「国民代表」の論理ではなく、選挙人の意志を何よりも尊重しなければならない考えである。第一回総選挙を前に、なぜ兆民は等族会議的「命令委任」を彷彿させる有限委任を説く必要があるのか。その有限委任論に何か新鮮味があるのか。第一に、それは、「東洋のルソー」として制限選挙制に対する、いわば自然な反応といっても過言ではない。周知のように、ルソーは代議制を否定し、「イギリス人民は自由だと自分では考えているが、それはとんでもない誤解である。彼らが自由なものも、議会の構成員を選挙する期間中だけのことで、選挙が終わってしまえばたちまち奴隷の身となり、なきに等しい存在となるのである」⁽¹⁴⁾という一文を残した。「東洋のルソー」も似たような言葉を発した。

〔…〕多数人民は唯選挙権の上に於て政権を有するのみにて、一の選挙期より他の選挙期に至る迄は甘んじて国会の旨を遵奉して即ち之が奴隷と為らざるを得ず、行政官の奴隷と為るも国会の奴隷と為るも其奴隷たるは一なり、是れ自由を尚ぶ国民の忍ぶ可き所に非ず。（中江 [1889a: 95]）

実際に兆民が直面した状況は、普通選挙による代議制ですらない制限選挙による代議制である。そのような状況の中で、選挙人の代議士に対する拘束を強めることは選挙人の意志を国会に反映させるのに一番手っ取り早い方法であるかもしれない。なんとしても「人民主権」の度合いを高め、選挙人の政治参加を促そうとする動機が有限委任論の背後にある。もし有限委任で制限選挙が行われたら、「東洋のルソー」は、「余又何をか言はん、果して然らば公等は是れ四年目に一日の自由人にて、其間は常に奴隷ならんのみ」という言葉を選挙人に送るしかない。

第二に、有限委任の実現により、国会におけ

る合議の質をより公論に近づけることもできる。つまり、民意を尊重し、国会における議論の暴走を防ぐためである。しかも、代議士による具代的な行動も要求されている。

〔…〕 会議中一議案出で、万一選挙人より囑託せられたる綱要の条件に含まれ有る精神を応用す可らざるに於ては、代議士其人は文書を以て選挙人の意見を諮問するか又は鉄道の便を利用して自ら選出地に赴くの余暇は充分ある可し。(中江 [1889a : 90])

問題が出るたびに、選挙人と相談すればよい。時間は十分ある。要は議論すること、選挙人の意見を尊重することである。それが民権の「理」にふさわしい政治行動であり、またこういう政治慣行は形成されるべきである。

行政官をして併せて議政の権を握らしむる、是れ専政家の言なり、国会をして議政の権を専有せしむ、是れ無限委任論者の言なり、国民をして議政の権を監督せしむ、是れ有限委任論者の言なり、要するに有限委任論は民主主義に於て最も適合せる者なり。(中江 [1889a : 95])

有限委任は選挙人の代議士に対する拘束という以上に、選挙人による政治参加により大きな意義があると説かれている。有限委任が実現すれば、国会は単に党派としての政党の構成員が政治の「理」をめぐる講究する場だけでなく、選挙人の声を常に議論に反映させる場にもなる。国会は「理」の発見する場だけでなく、開かれた「理」の発見する場でもある。また、そうでもあるべきである。ここに顕著に見られるのは兆民の視線が国会内のみ止まることなく、国会の外にも常に向いていることである。

ちなみに、代議士と選挙人の関係を語ると、党員と政党、とりわけ党所属議員と政党との関

係を兆民はどう見ていたのかも議論しておかなければならない。政党の優越性を兆民は主張した。

然ども一たび団体を成し党勢を作るに於ては、感情的投合の外更に理窟の結合を要し、一騎打の功名の外更に隊伍の掛引きを要し、自愛心を後にして愛党心を先にし、党議下には奴隷と成り、党策の下には僮僕と成り〔…〕(中江 [1891a : 163])

しかも、このような「奴隷」は「党派心を盛にし利己心を減じ、党派の榮譽を先にし自己の榮譽を後」にし、「高尚なる奴隷」(中江 [1891a : 171]) とならなければならない。だが、それは党員の党への絶対的服従を意味しない。兆民が重視したのはやはり、何よりも議論の重要性である。「一個人としては直言せよ、極論せよ、幹事に向ふても遠慮する勿れ、他の役員に向ふても遠慮する勿れ」(中江 [1891a : 165]) と主張したように、「奴隷」となる前に、徹底した議論が必要とされる。こうした党議拘束の重要性を説いた兆民の主張を、代議士の自由な政治行動を主張し、党議拘束の制限に反対する立場を取った陸羯南の政党論とを比較した後、山田央子が次のように評価した。

党議を決定するに際しての徹底的な議論は、逆に「党議拘束」がかかる故にこそ、真剣な意を尽くしたものとなる、ならざるをえないと考えられていたのであり、それは「有限委任」論を是とする背景に、一般人民におけるあらゆる機会を通じた徹底的な討論を要請した兆民の政治観と対応するものであった。(山田 [1999 : 193])

実は「奴隷」論は単に「有限委任」論と対応するだけのものではない。この兆民の政党観を

前に検討してきた兆民の国会観、選挙観、ないし「理」をめぐる憲政観とを関連付けて考えるべきであると考えられる。なぜなら、この「奴隷」論の背後に、やはり党議の性格という原因が潜んでいるからである。

要するに、一問題に遭ふ毎に、之れを学説に質し、之を実際に揆り、斯くの如くして議定し了はれば、此れを以て、我自由党中政治的の經典と迄に尊信して惑はざる様做さざる可らず。(中江 [1891a : 173])

党議は「經典」である。もちろん、兆民が党議を極力強調したのは第一議會中、予算削減をめぐり、自由党が分裂したという実際の政治情勢と関連している。だが、一方、そうした強調は兆民の憲政論においてみれば、自然的帰結とも言える。つまり、選挙民の意思を大事にし、「有限委任」の立場にある代議士が、常に選挙民と議論し、また、党内においても議論を尽くした後、政治の「理」を追求する活動の結果の一つとして、党議は採択を経て決定される。その後、代議士がその党議、その經典、その「理」を具現化するのには任務である。もし国会において、党議を守るのではなく、政局に絡んで、党議に反する行動を取れば、それは単なる党議違反のみならず、選挙民に対する背信行為であり、「理」に対する背信行為にもなる。「理」を追求し、合議を政局がらみの議論でなく本当の「公論」にし、選挙民との約束を守るために、兆民は「奴隷」という言葉の使用を辞さなかった。

II.4. 討議と国民

兆民が繰り返し強調したのは「討議」の重要性である。

[...] 茲に一言の老婆心を呈す、曰く、公等前に述べたる無限委任の式に循ふにもせよ後

に述べたる有限委任の法に依るにもせよ、兎にも角にも公等自身に政事の綱要を一講究することは極て重要なり、〔中略〕ニヶ所三ヶ所にては會合所を設けて相共に政治の要領を討議せよ、従前各政党に分れ居たる人々も此會合に就て、従前の党派心を抛棄して乃ち此會合所を以て政党以外の政治會合所と為して相共に討議せば大に佳し、若し爾く淡泊には行き難しとならば各派に分るゝにもせよ兎に角會合所を設けて相共に政治の要領を討議せよ、而して是迄従前政党中の人物又は政党外的人物にて候補の願望者有らば早速其會合所に延納して其意見を吐かしめよ、候補の競争者有らば二人にては三人にては延納して各々其意見を吐かしめよ、〔中略〕而して相共に政治の要領を討議せよ、〔中略〕兎に角各選挙区に於て此の如くニヶ所三ヶ所或は五六ヶ所に於て會合所を設けて相共に討議せよ、〔中略〕此の如くに各會合所にて人々皆意見を吐き意見を聴き意見を較らべ意見を闘はせ、分析し湊合し増加し省減し変更し、記載し塗抹し又記載し又塗抹し、五日を經過し十日を經過し一月を經過する中には其間に二十箇条三十箇条又は四五十箇条の立派なる条目必ず湧出するを見る可し。(中江 [1889a : 119-121])

この一段落で「闘」は一回、「吐」は二回、「討議」は五回が使われ、意見を交流し、討論することが強調されている。正に、兆民流の「討議デモクラシー」論である。ただし、議論すること自体は重要であるが、あくまで手段であり、目的ではない。目的は「立派なる条目」を見出すことである。そして、討議の重視は輿論への信頼にもつながっている。「輿論なればとて必ず一々善くして誤無しとゆふ訳には参らねども、十が九までは道理に合ふものじゃ」(中江 [1887b : 32]) と兆民は言う。「理」に合うもの、乃至「理」自体の発見という想定は

討議、輿論を肯定し重視する背景を成している。しかも、その議論の主体は代議士だけではない。代議士と選挙人、ひいては国民全体との議論が勧められている。つまり、国会の内外のコミュニケーション、連携を兆民は期待しているのである。

然ども国会外に於て常に新鮮なる政治的の空気を蓄へて国会其物を滋養し、国会其物をして外間の時勢人情と俱に進歩して調子の不整を致さざる様計画することも亦肝要の事なり。(中江 [1889c : 365])

曰く学識節義並に代議士と為りて余有る可き人物を外間に置き、全国を挙げて未選代議士の国会と云はんが如き者と為し、言議に筆墨に力の有らん限り唱説し輿論の波瀾をして到る処に洶湧して片時も止まざらしめ、行政官をして、国会議堂の四壁の外更に全国の輿論なる者有りて、国会の輿論と相映射し所謂両鏡相对無纖翳の真状を見せしめば、彼れ行政官も必ず自ら省する所有らん。(中江 [1889c : 368])

行政を監督し有司専制を防ぐために、国会内外の連携の必要性を説いた。そして、そうした連携を制度的に慣行的に可能にしたのは他ではなく「有限委任」である。だから、「有限委任」論は選挙された代表者の性格を法的制度的問題として論じたものではなく、選挙する側の有権者の代議政治に対する基本的姿勢ないし取り組み方として論じられているものである(松本 [1983 : 305]) という指摘は適当といえよう。前述したように、兆民の憲政論において、国会は開かれた「理」の発見する場所であり、「理」自体は天下万民によって発見されるべきものである。それは合議を公論にし、立憲政治を公明正大にする方法である。

ところで、兆民が討議を強調した理由はもう一つある。「国民」の創出である。「議会は日本国に非ず」という命題を出し、「議会内と議会外と、是れ日本国なり、議員と非議員と、被選人と選挙人と、選挙資格有る人と無き人と、地頭と水飲百姓と、所得納税者と大工左官と、是れ日本人なり」(中江 [1891b : 246]) と強調した。そうした人々は政治に参加し、討議することを通してはじめて、日本の「国民」になれるのであると兆民は考えている。しかし、現実には厳しいものであった。そのため、後に国民党が創立した際に、兆民は「国民」の創出を呼びかけた。

今や国民は何物ぞ、租税負担者なり、代議士製造人なり。其他政事に於て都て是れ没交渉、輿論無ければなり。輿論無き国民は吾等の所謂国民には非ずして、人食し、人衣し、人居し、人行する一種の哺乳動物なり。故に国民党は国民を製造せんと欲す、輿論を製造せんと欲す、彼れ哺乳動物を駆りて之を人類の域に躋せんと欲す。(中江 [1898 : 152])

要するに、「内閣を内閣にし、議会を議会にし、代議士を代議士にし、政党を政党にし、選挙を選挙にし、国民を国民にする」(中江 [1898 : 156]) ことが大切である。なぜなら、「名正しからざれば、則ち言順わず、言順わざれば、則ち事成ら」ないからであろう。

ところで、以上の分析は、兆民が国会を中心とした立憲政体を日本にいかにかに定着させるかという、制度の「適用性」の話である。では、例えば、その国会を真の国会にすれば、何に役立つのか。そのような利益をめぐる制度の「実用性」についての議論は兆民にあるのか。答えはある、しかも非常に簡単である。

政府たる者真の政府と為り人民たる者真の人

民と為り正理既に伸び公道既に張るに於ては、農工商賈の業、文芸學術の道も亦従ふて進擧すること言を待たざる者有り、是れ正に国会を創設するより生ずる利益に係る趣意なり、正理先づ立ちて利益これに従ふは事勢の然らしむる所なり、夫れ然る後国以て富ます可く兵以て強くす可く国権以て張る可くして、全国人心愛国忠民の志油然として起り勃然として発して、茲に始て第十九世紀文明国の列に加入することを得ん。(中江 [1888b : 75])

真の国会が開かれれば、国に役立つのであり、利益が「理」の実現によってもたらされるのである。兆民はそう信じていた。彼は国会に大きな期待を寄せていた。しかし、現実の国会は兆民を大きく裏切った。「理」の発見どころか、憲法の「点閲」や租税についてすら、国会の名にふさわしい議論ができなかった。無論、その合議は公論ではありえない。いや、合議ですらなかったかもしれない。あの会場はただの「無血虫の陳列場」(中江 [1891c : 259]) だったからである。憤慨した兆民は議員職を辞するしかなかった。

むすびに代えて——兆民における政道と政体

これまで検討してきた兆民の憲政論を本稿の政体と政道の関係という分析枠組みで総括してみると、図に示されるように、以下のようなことが分かる。

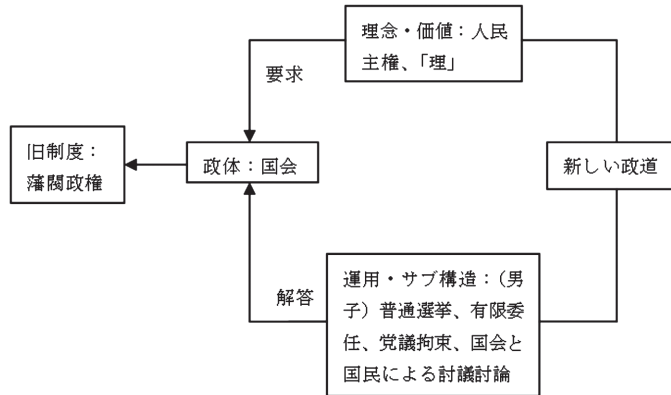
兆民は来るべき国会開設とそれに伴う国会運営における「合議・公論」問題の解決に向け、新しい政道を模索することによってその解答を提示した。もちろん、その政道の新しさは単に日本においてかつてなかったという話ではない。なぜなら、近代西洋の政治理念、文化あるいは政治慣行を全般的に導入することも日本にとって十分新しいからである。兆民が提示した政道

の新しさは儒学の伝統的な政治思想と近代西洋の政治思想との両方とも関連しながら、重要な違いを持つところにある。

第一に、政治理念のレベルにおいて、兆民はルソーを通して人民主権という近代の政治原則を吸収した。しかし、それに満足できなかった兆民は政治における「道」、「理」の存在と発見を繰り返し主張した。そこには儒学、とりわけ朱子学の影響が大きいと考えられる。しかし、兆民が主張した「理」は聖人や聖王、士大夫によって体现され、示された「理」ではなく、人民の代表者と人民による広範な討論を経て得られたものである。一方、彼はギゾーのように「理」に主権を見出すことがなく、あくまで人民主権の原則を貫いた。

第二に、実際の制度運営のレベルにおいて、兆民は近代西洋の政治慣行をそのまま受け入れ、唱えたのではなく、彼が重視した政治理念にあわせて自分なりの方法を考案した。国会の政府に対する優越という主張は、主権者の代表機関という性格による。国会における開かれた徹底的な討論への期待は討論を「理」を発見する重要な手段だと見做したことによる。党議への服従は議論を経て作られた「理」を体现する「経典」に対する尊重として語られ、(男子) 普通選挙と有限委任の呼びかけは人民の主権者としての地位を守り、政治における合議を公論に導く狙いがあると思われる。

第三に、兆民が提示した新しい政道と政体との間に場合によっては緊張関係が生じかねない。つまり、前述したように、唯一の「理」の追求と複数政党制という政治的多元性との緊張関係である。この緊張は、もしこの新しい政道を用いて政体の運営にあたる場合、その運営次第政体に変質をもたらす可能性があることを示唆したものである。



註

1. 梁啓超の指摘は梁 [1902 : 771] を参照。もちろん、中国においても、伝統的に「郡県」と「封建」という政体分類の議論が盛んに行われた。しかし、それはいずれも君主制の下の分類である。ここで梁が指摘した政体分類説はむしろ君主制と異なる政体の可能性という発想であろう。そして、中国の伝統的な政道も、君主制がその前提となっている。
2. 例えば、代表的なのは宮村 [1989]、宮村 [1996]、米原 [1986] などが挙げられる。
3. 中国における中江兆民の受容について、島田 [1983] を参照。
4. 読み下し文は、「政、果して正しきを得べからざるか。義と利、果して合するを得べからざるか。顧うに人ごとくは君子なること能わず、亦たことごとくは小人なること能わざれば、則ち官を置き制を設くる、亦た必ず道あり。余もとより斯の道に得ること有らんことを冀う。夫れ然る後、政の民と相い適い義の利と相い合すること、其れ庶幾う可きなり」(中江 [1882a : 136])。
5. 『社会契約論』の訳文についてはRousseau [1762=2010 : 206] を参照。
6. 読み下し文は、「政の帰趣と為す所果して安くに在るか、民をして政を用うることなからしむるに在り、(中略) 曰く、民をして善に移らしむるや之を如何せん、と、曰く、之を教うるに道義を以てせん、と、之を教うるに道義を以てするは三代の法なり、之を誘うに工芸を以てするは西土の術なり」(中江 [1878 : 16-17])。
7. 本論で引用した兆民の評論の句読点などについては『中江兆民評論集』を参照した。
8. 『立憲政体略』では基本的に政体が君政と民政に分けられ、さらに君主擅制、君主専治、上下同治と貴顕専治、万民共治に分類された。加藤 [1868 : 18-19] を参照。
9. 一方、『民約訳解』が刊行された同じ年、加藤弘之が『人権新説』を発表した。加藤が天賦人権主義を社会進化論を以って論駁するのは「今蘆騒」とその『民約論』・『民約訳解』を駁撃することを意図したからではないかという説もある。松永・井田 [1983 : 294-295] を参照。
10. 例えば、加藤弘之は『隣草』において、立憲政体を「人和」を保つための「良術」と見なした。(加藤 [1861 : 5]) を参照。
11. 『政理叢談』の原典について、井田 [1978 : 187] を参照。
12. 周知のように、ルソーにおいては人民主権と代議制、そして一般意思と政党政治とが相容れないものである。

しかし、19世紀では、J. S. Mill [1861] が象徴するように、代議制は政治体制の理想形態だと考えられるようになった。また、政党に関しても、例えば、バジヨットは「政党は衆議院に固有のものであって、その背骨となり、生命の息吹きとなっている」と評価した (Bagehot [1867=2011:175])。つまり、兆民は代議制と政党政治が政体の基本だとされる流れの中で、ルソーを儒学的に吸収することを通じて、代議制と政党政治が持つ課題に挑戦したのである。

13. 例えば、井田進也は有限委任論とエドゥワール・フィリポンの『フランスおよび外国における命令的委任制度』との関係を指摘した (松本 [1983:304-305])。なお、有限委任と無限委任の背後にある代議制議論に関して、宮村 [2005] を参照。
14. 訳文はルソー [1762=2010:339] を参照。

文献

中江兆民の著作

- (1878)1984 「原政」『中江兆民全集(11)』岩波書店、15-17.
- (1881a)1985 「君民共治の説」『全集(14)』10-12.
- (1881b) 「国会問答」『全集(14)』24-34.
- (1882a)1983 『民約訳解』巻之一「民約一名原政」『全集(1)』65-103.
- (1882b) 「政党ノ論」『全集(14)』96-99.
- (1887a)1984 『三酔人経綸問答』『全集(8)』175-272.
- (1887b)1983 『平民の目さまし：一名国会の心得』『全集(10)』1-33.
- (1888a) 「政党論」『全集(11)』169-183.
- (1888b) 『国会論』『全集(10)』35-75.
- (1889a) 『選挙人目さまし』『全集(10)』77-123.
- (1889b)1984 「衆議院議員の一大義務」『全集(12)』73-78.
- (1889c) 「国会議士の後盾」『全集(11)』365-369.
- (1891a) 「立憲自由党の急務」『全集(12)』161-174.
- (1891b) 「己を屈して衆に従ふ」『全集(12)』245-246.
- (1891c) 「無血虫の陳列場」『全集(12)』259.
- (1898)1985 「国民党生ぜざるべからず」『全集(13)』151-157.
- (1899) 『一年有半』『全集(10)』125-218.
- (2010) 松永昌三(編)『中江兆民評論集』岩波文庫.

その他の文献

- 井田進也 (1978) 「『政理叢談』原典目録ならびに原著者略伝」『人文学報』126(3)：164-233.
- 王紹光 (2011) 『理想政治秩序：中西古今の探求』三聯書店.
- 加藤弘之 ([1861]1929) 『隣草』『明治文化全集・政治編』日本評論社、1-14.
- 加藤弘之 ([1868]1929) 『立憲政体略』『明治文化全集・政治篇』日本評論社、15-26.
- 加藤弘之 ([1874]1928) 「加藤弘之ノ質問」『明治文化全集・憲政篇』日本評論社、368-371.
- 河野有理 (2011) 『明六雑誌の政治思想：坂谷素と「道理」の挑戦』東京大学出版会.

受稿2014年7月11日／掲載決定2014年9月11日

- 島田虔次 (1983) 「中国での兆民受容」『中江兆民全集 月報2』1-6.
- 松田宏一郎 (2012) 「中江兆民における「約」と「法」」『季刊日本思想史』79：152-182.
- 松永昌三 (1967) 『中江兆民』柏書房.
- 松永昌三・井田進也 (1983) 「解題」『全集(1)』岩波書店、279-296.
- 松本三之介 (1983) 「解題」『中江兆民全集(10)』岩波書店、293-316.
- 宮村治雄 (1989) 『理学者兆民』みすず書房.
- 宮村治雄 (1996) 『開国経験の思想史：兆民と時代精神』東京大学出版会.
- 宮村治雄 (2005) 「中江兆民『選挙人目さまし』：代表制をめぐる原理的考察」『現代思想』33(7)：80-83.
- 宮村治雄 (2012) 「『東洋のルソー』の政治思想：中江兆民再考」『思想』1055(3)：91-109.
- 山田央子 (1999) 『明治政党論史』創文社.
- 吉田傑俊 (2008) 『福沢諭吉と中江兆民 〈近代化〉と〈民主化〉の思想』大月書店.
- 米原謙 (1986) 『日本近代思想と中江兆民』新評論.
- 梁啓超 ([1902]1999) 『中国専制政治進化史論』『梁啓超全集第3巻』北京出版社.
- 渡辺浩 (2010) 『日本政治思想史「十七～十九世紀」』東京大学出版会.
- Walter Bagehot (1867) *The English Constitution.*=(2011) 小松春雄(訳)『イギリス憲政論』中公クラシックス.
- John Stuart Mill (1861) *Considerations on Representative Government.*=(1997) 水田洋(訳)『代議統治論』岩波書店.
- Jean-Jacques Rousseau (1762) *Du Contrat Social.*=(2010) 小林善彦・井上幸治(訳)『ルソー 人間不平等起原論 社会契約論』中公クラシックス.